

教科書調査官の選考について

1. 趣旨

文部科学省初等中等教育局の教科書調査官の採用については、以下の選考基準・選考手続きに基づき行うものとする。

2. 選考基準

教科書調査官となることのできる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 担当教科について、大学における教育研究実績や教育委員会における指導実績等を通じ、高度に専門的な学識・経験を有すると認められる者。
- (2) 視野が広く、人格が高潔である者。
- (3) 初等中等教育に関し理解と識見を有しており、学習指導要領や教科用図書検定基準等の関係の法令に精通し、これらを適切に解釈・運用できると認められる者。
- (4) 教科用図書検定調査審議会における調査意見の説明、検定の申請者に対する検定意見の説明等を適切に行うために必要な資質・能力を有すると認められる者。
- (5) 現に発行されている教科用図書及びその教師用指導書の著作、編修に従事していない者、その他教科書の発行者と密接な関係のない者。

3. 選考手続

(1) 公募の実施

教科書調査官の採用については、優れた人材を確保するため、担当教科について関係する学会に属する者やその教科において高度な学識経験又は当該教科の指導経験を有する者などから、幅広く複数の候補者が確保できるよう、公募を実施し、応募者の中から選考を行う。

なお、教育委員会等から広く人材を求める等の特別な必要がある場合は、上記によらず人事交流による採用も可とする。

(2) 具体的な選考手続

- ① 文部科学省において、募集する教科書調査官の担当教科、人数、業務開始の時期を明示し、ホームページに公募の案内を掲載する。
※ 公募期間は1か月とする。
※ 応募の際は、4. に掲げる提出書類を添付の上、ホームページ上の案内に記載される方法により教科書課宛連絡する。
- ② 教科書課において、提出された書類をもとに、担当教科・科目に関する教育・研究業績、指導業績などについて書類審査を実施する。書類審査を補うために、必要に応じ、教科書課長その他初等中等教育局長が指名する者による予備面接審査を行うことができる。
- ③ 書類審査及び予備面接審査を通過した者について、次に掲げる者による面接審査を行う。
 - ・担当審議官
 - ・主任視学官
 - ・初等中等教育企画課長
 - ・教科書課長
- ④ 面接審査後に、③に掲げる者で構成された「教科書調査官選考検討委員会」を開催し、候補者の評価について検討を行い、最も優秀と思われる者を最終候補者として決定する。最終候補者は複数名とすることができる。
- ⑤ 初等中等教育局長が、最終候補者と面接を行い、採用予定者を決定する。

4. 選考において必要な提出書類

選考にあたって必要な書類は以下のとおりとする。

- ・履歴書
- ・審査書
- ・推薦書
- ・その他選考にあたって必要と認められる書類（詳細についてはホームページ上の案内に記載。）

※履歴書、審査書、推薦書は別紙様式参照。

5. 適用

令和3年9月8日以降に行われる選考から適用する。